

財政運営戦略（抄）

〔平成 22 年 6 月 22 日
閣 議 決 定〕

Ⅱ. 具体的な取組

3. 中期財政フレーム

（2）歳入・歳出両面にわたる取組

②歳入面での取組

個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税制の抜本的な改革を行うため、早急に具体的内容を決定することとする。こうした税制の改革により、財政健全化目標の達成に向けて、必要な歳入を確保していく。

租税特別措置については、平成 22 年度税制改正大綱の方針に沿ってゼロベースから見直すこととする。

新たに減収を伴う税制上の措置については、それに見合う新たな財源を確保しつつ実施することを原則とする。